

## 著作権使用許諾契約書

この契約書は著作権ホルダー中田耕市(以下甲と言う)が所有する著作物を  
〇〇(以下乙と言う)が商業利用する場合に額面と利用条件を定めたものである。  
よって本著作権使用許諾契約書を2通作成し甲乙は各1通を保管するものとする。

1、著作権使用許諾対象作品甲が著作権を所有する浮世絵画像データ  
「」のデジタル化権を本契約の著作権許諾対象物  
(以下、「本契約対象物」という)として甲乙は著作権使用許諾契約書を締結する。

2、商業利用範囲 乙は本契約対象物を上記のデジタルデータ 種を  
使用目的(1目的1場所指定) 「」にデジタル化権として  
商業利用するその範囲が本契約の使用許諾範囲と定める。  
また対象物の使用総数は  を以て甲は許諾する。

3、エンドユーザー契約  
本著作権使用許諾契約は甲乙間で締結したものであり、乙はこれを2項の範囲で  
利用するエンドユーザーである。尚対象物の加工後の販売は2項の範囲で乙の自由とする。

4、使用許諾の対価  
乙は甲に対し、以下の計算による本契約対象物使用許諾の対価を支払うものとする。  
本契約対象物 種x@  円 合計金  円(別途消費税)

5、納入  
甲が画像データとして乙に引き渡した時(あるいは乙に電子データを送信した時点)

6、契約期間と解除  
乙は20  年  月  日から1ヵ年以内に制作出来る。期間内制作商品は本契約とは関係なく、  
期間および販売地域の制限なく販売可能とする。  
またその期間内でも乙が販売対象を放棄した時点が解除の時とする。

7、免責事項  
甲は本著作権に含まれない肖像権や故意に因らない著作権関連の第三者主張などの告訴を含  
む問題について予期しない事項は免責になるものとする。法令判断に直接該当するかの検討を  
要する事項は甲乙両者誠意をもって解決にあたることとする。

8、合意管轄  
本契約に関する甲乙の紛争については、東京地方裁判所を第1合意管轄裁判所とする。

契約締結日 20  年  月  日

甲:東京都新宿区高田馬場1-4-21  
MaaYu/MEIBIS+代表 中田耕市 印

乙: 印